

国道利第10号
平成23年3月11日

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人
日本高速道路保有・返済機構総務部長

あて

国土交通省 道路局 路政課長
国道・防災課長
環境安全課長

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴うライフラインとなる占用物件の災害復旧の取扱いについて

今回の地震に伴い、市民の生活にとって不可欠ないわゆるライフラインとなる占用物件が多数被災し、その復旧が極めて緊急を要することに鑑み、標記については、当面下記のとおり取り扱われたい。

記

- 1 占用企業者の災害復旧については、道路の啓開等企业者からの協力要請に対し、道路管理者として可能な限り協力すること。
- 2 当面、工事に伴う道路管理者への手続については、事態の緊急性に鑑み、とりあえず届出の処理を電話による連絡を可とするなど簡略化して行っても差し支えないものとする。
- 3 なお、占用物件の数量等に変更を生じる場合については、改めて後日、占用許可申請手続(変更手続)をとらせること。